

5 福 薬 業 発 第 7 6 号
令 和 5 年 5 月 1 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

セルフメディケーション税制対象品目（令和5年6月分）の公表及び
今後の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり文書が届きましたのでお知らせします。

対象品目リストは、日本薬剤師会および厚生労働省のホームページに掲載されており、今後も定期的に更新されますので、別添の更新スケジュールをご覧のうえ、各自でご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご多忙中恐縮ですが、適切な取り扱いが行われるよう貴会会員へのご周知方よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 11 日

都道府県薬剤師会 事務局御中

日 本 薬 剤 師 会
医 薬 ・ 保 険 課

セルフメディケーション税制対象品目（令和5年6月分）の公表及び
今後の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

セルフメディケーション税制の対象となる一般用医薬品等の対象品目の公表については、令和3年12月17日付け日薬業発第327号にてお知らせしたところですが、令和5年6月1日より本税制の対象となる品目について示されました（下記1）。

また、対象品目については、令和4年2月より毎月の事務連絡にてお知らせしておりましたが、一定の周知期間を経たことから現場においても一定の定着をしたことに鑑み、今後はホームページの定期的な更新のみとさせていただきます。

つきましては、毎月のスケジュールを下記のとおり改めてお示ししますので、会務ご多忙の折恐縮ですが、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

記

1. **【毎月10日頃】** 本会ホームページに翌月1日より対象となる品目を掲載
薬局等においては、変更内容について確認するほか、POSシステムへの情報登録等、本税制の対象として公表後、速やかに対応できるよう準備を進めることが求められています。
掲載先：日本薬剤師会ホームページ>会員ログイン>OTC医薬品販売関連
<https://nichiyaku.info/member/iyaku/default.html>
2. **【翌月1日】** 厚生労働省ホームページに対象品目を掲載
薬局等においては、1. の変更内容に問題がないかを改めて確認することが求められています。
掲載先：厚生労働省ホームページ>政策について>医療>セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

以上